

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 利根川自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>で 同市旗井字堤外二二三一番一地先</p>	<p>から 加須市旗井字堤外二二二一番一地先</p>	<p>区 間</p>
<p>七・五〇 七・五〇</p>	<p>三・〇〇 三・三〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一六五・二三</p>	<p>一五五・八四</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>国の堤防強化工事による。</p>		<p>備 考</p>